



## 8月から70歳以上の人の医療費自己負担限度額が変わりました

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎0537⑧1171

ひと月に支払った医療費が上限額を超えた場合、申請することで超えた分が「高額療養費」として支給されます。平成29年8月診療分から、国民健康保険に加入している70歳以上の人と、後期高齢者医療制度に加入している人のうち、所得区分が「現役並み」「一般」の人について上限額が下表のように変わりました。

### 自己負担限度額（月額）

適用区分		7月まで		8月から	
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の人	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円> ※2	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円> ※2
	一般 課税所得 145万円未満の人 ※1	12,000円	44,400円		14,000円 <年間上限 144,000円>
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。



## 子ども医療費の自己負担額が無料になります

問い合わせ こども未来課 ☎0537⑧1120

10月1日から、対象の子どもの通院・入院時の診療費自己負担額(保険対象となる診療。入院時食事療養費含む)が無料になります。受給対象者には、10月から使用できる新しい受給者証を9月中旬に郵送します。

※自動更新のため、手続きは必要ありません。

◎対象者 市内に住所があり、健康保険に加入している0歳～満18歳になった後、最初の3月31日までの子ども

◎自己負担額について

	9月30日診療分まで	10月1日診療分から
通院	1回の受診につき500円 (月4回まで)	無料
入院	無料 (食事療養費は助成対象外)	無料 (食事療養費も助成対象)

※いずれも保険診療が助成の対象です。



◎受診時の支払い例

10歳のお子さんが個室に5日間入院し、保険対象となる医療費総額が10万円、食事代(食事療養費)が5400円、個室代(差額ベッド代)が5万円かかった場合。

自己負担額(支払額)	自己負担額の内訳
5万円	保険対象の医療費0円、食事代0円、個室代5万円

※上記以外に保険対象外の診療や文書代などの請求があった場合は、自己負担となります。

～お知らせ～

子ども医療費無料化に伴い、小学生体操服等購入助成事業は平成29年度をもって終了します。